

# 給与支払報告書にかかると特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
処 理 事 項			
特別徴収義務者 指 定 番 号			
個 人 番 号			
連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
	氏名		
	電 話	(      )      -      番	
給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
フリガナ			
氏 名	(旧姓)		
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)		
異 動	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給 与 支 払 額
年 月 日	1. 退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休 職 欠 4. 長 亡 5. 死 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円
		[ 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。 ]	円
		控 除 社 会 保 険 料 額	年 数
		円	年

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額	※市 区 町 村 記 入 欄	月 割 額		
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出が あったため( 月 日申出) 2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため (○印を付してください) 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等が ないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由( )			支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額		合 計 (上記(ウ)と同額)	6 月 分	7月分以降
			円		円	円	円
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円		一括徴収した税額は、 月分( 月 日)で納入します。		

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円		給 与 支 払 者	所 在 地	郵 便 番 号		特別徴収義務者 指 定 番 号			
月分から徴収し 納入する。		フリガナ				連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		名 称				氏名			
		代表者の 職氏名印				電 話	(      )      -      番		
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				経 理 責 任 者 氏 名			

ご 注 意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。  
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回  
 付願します。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続  
 を済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 5 ※印の欄は、記入する必要がありません。